

岩手県告示第857号

指定猟法禁止区域の指定（平成17年岩手県告示第937号）で告示した一関指定猟法禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成27年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の一関指定猟法禁止区域の区域 一関市地内の市道谷起田木戸線と東北新幹線との交点を起点とし、起点から市道谷起田木戸線を南東に進み主要地方道一関北上線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み市道田沖湯坪線との交点に至り、同点から同市道を南に進み更に東に進み主要地方道一関大東線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み更に北西に進み一関遊水地周囲堤との交点に至り、同点から同堤を北西に進み東北新幹線との交点に至り、同点から東北新幹線を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域